

# 一般廃棄物処分業許可申請 について

(記入方法・記入例)

秦 野 市

環境産業部 清掃事業所 資源化推進班

〒257-0024 秦野市名古屋409

電話 0463 (82) 4401

## **I 申請書の作成にあたって**

- 1 申請者は、正本 1 部、副本 1 部の計 2 部を提出してください。（申請を受けたときは、副本 1 部を返却しますので、大切に保管しておいてください。）
- 2 添付書類は、Ⅲに示す順に日本工業規格の A－4 版の大ききさで、左閉じにしてください。

A－4 版より大きい図面等は、A－4 版の大ききさに折り、かつ左閉じにして、開きやすいように折ってください。

ただし、官公署、公共機関等が発行した A－4 版より小さい書類等は、台紙に貼ってから閉じてください。
- 3 書類への記載に際しては、黒色のボールペンか万年筆を使用し、明瞭に記載してください。地図等で位置や経路等を示す際には、赤色で表示してください。
- 4 地図、写真等は鮮明なものを添付してください。
- 5 印鑑は、鮮明に押してください。
- 6 戸籍抄本、納税証明書、印鑑登録証明書、登記事項証明書等の官公署、公共機関等が発行する書類は、申請書受付日前 3 か月以内に発行されたものに限ります。

## **II 申請書の提出について**

- 1 申請書の所定事項を記入し、全ての関係書類を添付して、指定の日時までに秦野市環境産業部清掃事業所資源化推進班に提出してください。
- 2 不足、不備書類がある場合は、受け付けられません。
- 3 受付後に必要な審査をします。
- 4 許可に際しては、必要な条件を付与します。
- 5 許可期限は、許可開始日から 2 年間です。

6 許可書交付の際、秦野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第17条の規定により、許可申請手数料を納入してください。関係手続の手数料は、次のとおりです。

- (1)一般廃棄物処分業許可申請手数料 1件 10,000円
- (2)一般廃棄物処分業変更許可申請手数料 1件 10,000円
- (3)一般廃棄物処分業許可証再交付申請手数料 1件 6,000円

### Ⅲ 申請書及び添付書類について

処分業許可申請	
1 許可申請書	第18号様式
2 事業計画書	様式(11)
3 戸籍抄本（法人の場合は、定款及び登記事項証明書）	
4 秦野市納税証明書【市県民税（法人の場合は、法人市民税）及び固定資産税】	
5 申請者の印鑑登録証明書（法人の場合は、法人の印鑑登録証明書）	
6 申請者の業務経歴（法人の場合は、法人の業務経歴）	様式(2)
7 他自治体の許可状況	様式(3)
8 他自治体の許可証の写し	
9 履歴書（法人の場合は、役員の名簿及び履歴）	様式(4)
10 申告書	様式(5)
11 従業員名簿（本市の業務に従事する者、その他の従業員）	様式(6)
12 事務所（営業所）案内図	
13 土地及び建物の登記事項証明書（借用している場合は、契約書の写し）	
14 保有施設・機材一覧表（本市の業務に使用する物、その他の物）	様式(12)

15	処理施設の案内図、場内配置図	
16	施設の構造を明らかにする図面（平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書）	
17	処理施設の写真（正面、左横、右横、後ろ）	<b>様式(13)</b>
18	廃棄物の写真（廃棄物を処理する前、処理中、処理後の状況を写したものの）	<b>様式(14)</b>
19	排出事業者及び一般廃棄物収集運搬業者との契約書の写し、又は契約することが確実にあることを証する書類（契約者双方の所在地、事業所名、押印及び日付が入ったもの）	
20	中間処理後の廃棄物の処理方法を記載した書類	
21	中間処理後に生じた一般廃棄物の処分を他者に委託する場合は、委託先の承諾書	
22	周辺生活環境に与える影響評価書又はこれに準じる書類	
23	主要な運搬経路を示した地図	
24	一般廃棄物処分業に係る料金表	
25	その他市長が必要と認めるもの	

### **変更許可申請（事業の範囲の変更）**

1	許可申請事項変更申請書	<b>第18号様式</b>
2	許可証の写し	
3	新規申請と同様書類	

### **変更届（許可申請事項の変更）**

1	許可申請事項変更届	<b>第23号様式</b>
2	許可証の写し	
3	変更に係る書類	